

(資料提供)

平成26年5月30日

国道157号(白山市東二口地内)での
通行規制基準の緩和について

法面崩落に伴い、通行の安全確保のため設定していた雨量等による通行規制基準について、崩落箇所の法面上に残っていた不安定な浮石等の撤去作業が進んだことから、6月1日より次のとおり通行規制基準を緩和します。(片側交互通行は継続)

【通行止め基準】

- ・土砂災害警戒情報が発表された場合
- ・3時間で50 mm以上の降雨が観測された場合 (現地雨量計)
- ・連続90 mm以上の降雨が観測された場合 (現地雨量計)
- ・その他、震度4以上の地震を観測した場合や現地に異変が生じた場合

(参考：4月14日から5月31日までの通行止め基準)

- ・大雨警報または暴風警報が発表された場合
- ・1時間で10 mm以上の降雨が観測された場合 (現地雨量計)
- ・連続50 mm以上の降雨が観測された場合 (現地雨量計)
- ・その他、震度4以上の地震を観測した場合や現地に異変が生じた場合

道路整備課

西村

内線 5072

TEL076-225-1727